

平成 26 年度 第 2 回
魚津市子ども・子育て会議会議録

平成 26 年 9 月 1 日 (月)

平成 26 年度 第 2 回 魚津市子ども・子育て会議

- 1 日 時 平成 26 年 9 月 1 日 (月) 14 時から 16 時まで
- 2 場 所 魚津市役所 第一委員会室 (4 階)
- 3 出席者 【魚津市子ども・子育て会議委員 (16 名)】

宗 孝文	(仁愛大学・富山大学 名誉教授)
本元 義明	(魚津市社会福祉協議会 会長)
溝口 祥子	(魚津市民生委員児童委員協議会 主任児童委員)
岸本 美佐起	(魚津市保育研究会 会長)
坂本 真紹	(魚津市民間保育連盟 会長)
川岸 照子	(魚津市幼稚園教育研究会 代表(大町幼稚園長))
西田 雅美	(明星幼稚園 (民間幼稚園) 主任(幼稚園教諭))
大城 克明	(魚津市 P T A 連合会 会長)
竹 邦子	(新川厚生センター魚津支所 支所長)
大野 美智子	(魚津市母子保健推進員連絡協議会 副会長)
高瀬 忠次	(魚津市公民館連合会 代表(経田公民館長))
吉浦 由雄	(魚津市自治会連絡協議会 副会長)
長沼 潔	(魚津商工会議所 事務局長)
西尾 秀樹	(連合富山魚津地域協議会 幹事)
辻 千春	(公募)
浦本 真未	(公募)

欠席者 【魚津市子ども・子育て会議委員 (3 名)】

宝田 哲	(魚津市小学校長会 代表(上中島小校長))
松本 修治	(魚津市中学校長会 会長)
岡田 亨子	(魚津女性の会 副会長)

事務局

山本 芙紀子	(民生部長)
川岸 勇一	(教育委員会教育次長)
高木 繁徳	(こども課長)
村崎 ひとみ	(健康センター所長)
八倉巻 清彦	(学校教育課長)
初道 ゆかり	(健康センター母子保健係長)
矢野 道宝	(学校教育課 学校教育係長)
舘 知子	(こども課 子育て支援係長)
村崎 博	(こども課 保育係長)

協力

土屋 志衣乃	(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所)
--------	--------------------------

4 審議内容

(1) 開会

(事務局)

本日はお忙しい中、ご出席を賜りお礼申し上げます。ただいまより「平成26年度第2回魚津市子ども・子育て会議」を開催する。本日進行を務めさせていただく魚津市民生部こども課子育て支援係の館である。よろしくお願い申し上げます。まず開催に先立ち、魚津市民生部長の山本よりご挨拶申し上げます。

(2) あいさつ

(山本民生部長)

今年是不順な天候が続いているが、魚津市では人的被害もなく不幸中の幸いである。前回の会議に引き続き、お忙しい中お集まりいただき、お礼申し上げます。国においても、いまだに細部が決まっていない中、10月に来年度入園の申し込みが始まってしまう。タイトなスケジュールである。ただ魚津市は、来年から急にこの制度に従って変わることはなく、この計画に合わせ、魚津市の保育に対する将来像、児童幼児教育をどうしていけばよいか等に、皆様からの意見をいただきたい。小学校と合わせ、幼稚園・保育園の問題は、市民にとって、非常に関心が高く、生活に直結するものである。忌憚のないご意見をお願いしたい。

(委員長)

少子化、家庭環境の変化に伴い、子どもの育て方、育ち方が変わってきている。安倍政権の中でも、消費税の増税分を子育て支援に充てようという動きがあり、政府も本腰を入れて、取り組んできている。魚津市においても、子育てにいかに支援ができるかを通し、すべての魚津市の子どもたちが健やかに育っていくよう、具体的にどう取り組んでいかなければならいかを、考えていただきたい。2年前に子ども子育て支援法を成立させているが、具体的な条例を9月議会に上げていく予定である。子どもたちにどう満足のいく支援ができるか、皆様にお考えいただきたい。よろしくお願いしたい。

報告事項から入らせていただく。資料①②について、事務局より説明をお願いしたい。

(3) 報告事項

(事務局 こども課保育係長村崎)

**⇒事務局より、報告事項①基準条例(案)9月議会について、資料①②に基づき説明
質問・意見、特になし**

(4) 協議事項

(事務局)

⇒事務局より協議事項①保育園・幼稚園の適正配置及び放課後児童クラブ対応スケジュール(案)について、資料③に基づき説明

(委員長)

協議事項「①保育園・幼稚園の適正配置及び放課後児童クラブ対応スケジュール」について、規模としては、縮小されるということだが、保育の質やサービスを落とさないまま、今回の改正をやっていきたいということである。ご意見・ご質問をお願いしたい。事務局としては、①の協議内容が最も協議をしてほしいところである。それぞれのご意見を伺いたい。

(A委員)

2点確認させていただきたい。保育園・幼稚園の総合スケジュールで、平成29年4月1日当初の園児数で判断するということであるが、平成30年度以降、在園児はどうするのか。放課後児童クラブについて、学校統廃合で住吉小学校は残るが、その敷地内で放課後児童クラブがどのように設置されるのか、また公民館等を活用となっているところは、公民館が耐震化されていない場合はどうするのか。

(事務局)

平成29年度で休園とする場合であるが、在園する方の意向や、3歳児以上であれば卒園まで待つのが良いとは思いますが、転園しても良ければしてもらおう。あくまでも、保護者の方の意向に合わせて対応したい。愛育園も閉園に先立って、どこに移るのかなどの意向を個別に、詳細に検討した。柔軟に対応したい。現在、住吉小学校の放課後児童クラブについては、今年度から空き教室がなくなったので、下中島公民館で実施している。ただ、場所が狭いため、もう1室貸してもらおうか、住吉小学校の改築、新築等に合わせて、プレハブの増設などを視野に入れ、対応を考えている。耐震について、予算も未確定な部分が多いが、各公民館の耐震の計画もあるので、具体的な動向がわかり次第、それに合わせて考えていきたい。一人当たり1.65㎡という基準にも頭が痛い、高学年のニーズも高くなっており、現実的に考え、しばらくの間は耐震化されていない施設の利用もやむを得ないと考えている。他の適当な空き室も探しながら検討していきたい。

(委員長)

耐震化も含め、廃校になった場所の距離感、保護者の考えなど、いろいろな問題があ

り、具体的に決め難いと思う。方針としては、そういうことのようにだがよろしいか。

(B委員)

保護者と話しながら、対応したいと言っていたが、この4園は山間部にある。人口が減少している中、その地域で平成30年以降に生まれた子どもはどうするのか。その地域に住む方々と共に、話を進めていかなければ、そこに家を建てなくなってしまうのではないかという心配がある。あと、放課後児童クラブとは、どういうものを指すのか。

(事務局)

山間部の人口減少について、園域設定を市内全域に設定したのは、そういう意味もある。行政改革推進委員会の指示事項の中でも、公共施設を縮小していくことが言われている。厳しい状況だがやむを得ない選択である。ただ、休園という表現を取っているので、少子化対策が功を奏していけば、また始めることも考えられる。放課後児童クラブ(学童保育)は、児童センター5館で行っている。公民館等、直営でやっているところもある。10か所で行っている。小学校統合後も、旧小学校区で実施していく方向である。いずれにしても、場所は限られてくるので、各地区の公民館等と話し合っていきたい。

(事務局)

子どもたちが地区から消えてしまうのではないかという件について、保育所は小学校と違って、小学校区の枠を超えて受け入れが可能である。保護者については、ほぼ車の移動なので、車による送迎と理解していただきたい。学童保育とスポーツ少年団との関係性であるが、放課後児童クラブについては、子どもたちのかぎっ子対策ということで、放課後に保護者の方が就労などで子どもを見ることができないという場合に預かりをしている。子どもがスポーツ少年団に行っている場合や保護者が就労していない場合は、学童保育での受け入れをしていない。

(委員長)

難しい問題である。子育て条件が縮小され、不便になると、そこに住む人がいなくなるのではないかという問題もあるが、総合的に考えていかななくてはいけない。

(B委員)

高齢者に予算を使い、子どもには予算が少ないのではないかなど、いろいろな問題がある。行政改革は仕方がないが、小規模でも良いので、もう少し別の方向で検討していかないかと思う。また、学校から各地域の放課後児童クラブへ輸送するのなら、スポー

ツ少年団も同じ条件でよいか。

(事務局)

教育委員会が保護者等に説明申し上げているのは、国は4kmを徒歩圏内にしているが、3km未満なら歩いて帰る、それ以上ならスクールバスを出す、という原則になっている。放課後児童クラブに置き換えた場合、地区の拠点施設を基本に、個々のお子さんと話し合いになってくると思うが、スクールバスで登下校している子どもについては、旧小学校区に帰るときも、スクールバスで帰る。個別の調整はあるが、スポーツ少年団については、基本的にスクールバスによる送迎はない。

(事務局)

山間部の子どものことについて、市の最高会議でも凶ったが、市長は閉園に抵抗がある。表現も「閉園」から「休園」にしている。地域が頑張っって子どもを増やすきっかけくらいにはなると思う。地元で増やす努力をしなければならぬと市長も考えている。また仮に西布施だけ残すというように考えたとき、片貝の人が来るとも思えない。職場の近くに預けると思う。また小規模園の話もあったが、0～2歳を対象としているものなので、なかなか確保が難しい。小規模にかかるところで、参入企業が出てきた場合も実施できるよう条例を制定している。少しの時間的猶予はあるので、基本的には子どもを増やす方向でやっていきたい。

(委員長)

難しい条件が出てくると、マイナスの方向に考えが行きがちだが、できるだけプラスの方向を探していきたいということである。他に何かあるか。

(C委員)

現場では保育の質の向上を考えている。平成30年に休園とあるが、1年1年状況を見て、職員配置などを含め、考えていかなければならない。正規職員が減少傾向にある中、臨時職員を含めながら、保育の質の向上に努めなければいけない。子ども一人一人のためにどうすればよいかということを念頭に考えていただきたい。

(D委員)

保育園のことなので、厳しく受け止めている。人数の適正配置、閉園、休園、認定こども園等についての、未来像を提示していただいた。子どもの安全、安心を高めるという点でも、質の向上という点でも、認定こども園という幼保一元化という体制の中で、

子どもたちにとって、よりよい環境となっていくのではないか。これを受け、現場でも保育の在り方を考えている。

(委員長)

規模の縮小ということは致し方のないことかもしれないが、それを機会に質の向上ということを今以上に考えていかなければならないのではないか。多人数で出来ないことが、少人数であるから出来る場合もある。プラスの方向で考えていきたい。他に何かあるか。なければ、協議事項「②魚津市子ども・子育て支援事業計画第4章・第5章(案)」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

⇒事務局より、協議事項②魚津市子ども・子育て支援事業計画第4章・5章(案)について、資料④に基づき説明

(委員長)

いろいろ量的、質的に変わる中で、保護者が迷われると思う。特に、相談ができる、そこで懇切に説明していただくような体制が必要である。何かご質問、ご意見はあるか。なければ、協議事項「③保育必要性の認定基準(案)」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

⇒事務局より、③保育必要性の認定基準(案)について、資料⑤に基づき説明

(委員長)

就労時間下限48時間としたいということであるが、決めておかなければいけないということで、大体県内でも48時間になりそうである。ご質問はあるか。

(E委員)

P2に「経過措置」という言葉があるが、48時間と決めた後も10年間の経過措置を取るということで良いか。

(事務局)

現在48～64時間を超えて設定している市町村があれば、ということで、経過措置を取るということである。魚津市としてそうするという事ではない。待機児童があるところ

ろなどは、もっと高く設定しているため、経過措置を設け対応するようになっている。
表記がわかりにくく申し訳ない。

(委員長)

週に12時間就労していればよいということである。これで協議事項は終わりになるが、
全体としてご意見、ご質問があればお願いしたい。

(F委員)

滑川の学校で土曜の授業を実施しているということであるが、土曜日授業を再開した場
合に学童保育はどうなるのか。

(事務局)

魚津市では土曜授業はやっていない。万が一土曜授業が導入されても、これまでやっ
ていた各地区での土曜学習の取組を踏まえ、学校現場との調整を取りつつやっていきた
い。もし導入されれば、放課後児童クラブとも調整を取るべきだが、今のところ土曜日
授業再開の予定はない。

(委員長)

12月議会に上程できればと考えている。「④次回のスケジュール（予定）」について、
事務局より説明があればお願いしたい。

(事務局)

⇒事務局より、④次回のスケジュール（予定）、5その他について説明

(委員長)

ただいまのご案内等を含めて、事務局からの提案であるが、ご意見はあるか。よろし
いか。それでは、以上を持って協議を終了したい。意見として発言したかった内容があ
れば、事務局まで寄せていただきたい。これで、協議を終了する。

5 閉会

(事務局)

委員長、ありがとうございました。委員の皆様にも貴重なご意見を賜りましたことに
御礼申し上げます。本日はお疲れ様でした。

以上